

平成 22 年第 1 回広域議会全員協議会資料

情報システムの構築に関する事務の廃止について

添付資料

1 . 情報システムの構築に関する事務の廃止に至る経緯について.....	1
2 . 東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程.....	2
3 . 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部 広域行政事務組合規約の変更について【議案】	3
4 . 規約新旧対照表.....	5
5 . 東濃西部広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について【議案】	6

情報システム構築に関する事務の廃止に至る経緯

- | | | |
|--|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 構築に至るまでの経緯 2 システムの概要 3 現状（契約内容等） | } | 別冊「情報システムについての説明資料」
参照 |
| <ul style="list-style-type: none"> 4 廃止に至る経緯 | | |

平成 19 年 7 月	組合管理者会議で、情報システム事務については 2 市での変則運用であるため、リース満了以降は組合事務からはずして 2 市で運用していくべきとの意見があり、了承された。
平成 21 年 3 月	事務局において 2 市担当課長会議を開催し、リース満了後の方向性について検討。平成 22 年度をもって組合事務から削る方向を確認。
平成 21 年 5 月	第 2 回担当課長会議を開催。瑞浪市から財務会計システムを変更する意向の報告があった。
平成 21 年 6 月	瑞浪市が議会で財務会計システムの変更の意向を報告
平成 21 年 7 月	多治見市が当面現行システムを継続使用する意向の報告があった。
平成 21 年 12 月	第 3 回担当課長会議開催。廃止手続きについて協議。
平成 22 年 1 月	組合管理者会議で最終決定
平成 22 年 1 月	組合議会全員協議会に報告、協議

東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程
(情報システム構築事務の廃止)

平成22年 1月 18日	組合管理者会議において、平成22年度をもって廃止することについて最終協議、決定
29日	組合議会全員協議会において、情報システムの構築に関する事務の廃止について説明、協議
3月上旬	各市へ関係議案(規約改正、財産処分)を6月定例議会に提出依頼
6月	各市議会において議案議決、議決証明の発行
7月	各市長協議書の作成、県へ規約変更申請の提出
8月	規約変更許可通知
平成23年 1月 1日	情報システムのリース終了、組合へ無償譲渡
31日	広域議会に関係議案(条例の廃止)を提出
3月末日	情報システム事務の廃止
4月	システムを各市へ移管

議第 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、情報システムの構築に関する事務を廃止し、東濃西部広域行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月 日提出

市長 氏 名

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約
東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

参考資料

提案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって、東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）第3条第8号に規定する「情報システムの構築に関する事務」について、構成市での協議により、当該事務の共同処理を同組合の事務から削除する規約の改正について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条（略） （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる振興整備計画に関する事務</p> <p>(2) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(3) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(4) 看護専門学校建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(6) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(7) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(8) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務（中津川市及び恵那市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略） （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる振興整備計画に関する事務</p> <p>(2) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(3) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(4) 看護専門学校建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(6) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(7) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(8) <u>情報システムの構築に関する事務</u></p> <p>(9) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務（中津川市及び恵那市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。）</p> <p>以下（略）</p>

議第 号

東濃西部広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務から情報システムの構築に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり行うについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月 日提出

市長 氏 名

財産処分の方法

東濃西部広域行政事務組合が構築した情報システムに関する財産は、平成23年4月1日から、多治見市及び瑞浪市の協議により、多治見市及び瑞浪市に帰属させるものとする。

参考資料

提案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって、東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）第3条第8号に規定する「情報システムの構築に関する事務」について、構成市での協議により、当該事務の共同処理を同組合の事務から削除することに伴い、情報システムに関する財産について処分するため、同法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。